

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。委託業務契約において、情報の適切な管理を図るための措置を講じている。

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付の事務を行う。具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務 ・介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務 ・介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ・介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、介護認定審査会システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、統合滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル (2)介護認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。) 第2条の表(第2, 3, 6, 7, 11, 15, 27, 38, 42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 125, 128, 132, 137, 144, 158, 161の項) <p>情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び命令第2条の表(第131, 132の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市 福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211 丹波市 福祉部 介護保険課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢>	
判断の根拠		特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインを遵守し、次のとおり取り扱いを徹底する。 ・マイナンバー取扱担当者への研修を行う。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。		
9. 監査				
実施の有無	[○] 自己点検		[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢>	
判断の根拠	・システムは業務上必要な職員のみ利用可能であり、利用に際してはID・パスワードによってログイン管理している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットにて管理し、鍵自体も別の施錠できるキャビネットで管理を行うことで不正使用を防止している。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署	介護保険課 課長 西垣義之	介護保険課 課長 金子ちあき	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
平成29年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修
平成29年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修
平成30年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署	介護保険課 課長 金子ちあき	介護保険課 課長 谷口正一	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修
平成30年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修
令和1年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年6月23日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年12月1日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事前	令和4年1月1日、業務の外部委託開始に伴うもの
令和7年3月18日	公表日	令和3年12月1日	令和7年4月1日	事前	令和7年度以降の組織改編に伴う修正
令和7年3月18日	I-5. ①部署	丹波市健康福祉部介護保険課	丹波市福祉部介護保険課	事前	令和7年度以降の組織改編に伴う修正
令和7年3月18日	I-8. 連絡先	丹波市健康福祉部介護保険課	丹波市福祉部介護保険課	事前	令和7年度以降の組織改編に伴う修正
令和7年3月18日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日時点	令和7年3月1日時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修
令和7年3月18日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和2年5月1日時点	令和7年3月1日時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修
令和7年11月27日	I-1. ③システムの名称	介護保険システム、介護認定審査会システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、	介護保険システム、介護認定審査会システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、	事前	システム標準化に伴う追加
令和7年11月27日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和7年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修
令和7年11月27日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	令和7年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修